

## － 第 6 号議案 －

### 定款等諸規程の一部改正と新設に関する件

定款等諸規程の整備は、主に組織ガバナンスを強化するために行う。現行の定款等諸規程と実際の運用との乖離が一部に見られることから、会議体を中心に整備するとともに、組合員の資格、代表理事の職務及び役付理事の選出、会計科目等を現行の中小企業等協同組合法に則した内容とするため、一部改正及び新設を行う。

#### 1. 対象とする諸規程

##### (1) 定款（一部改正）

- ① 公告方法（第 5 条 一部改正）
  - ② 組合員の資格（第 8 条 一部改正）
  - ③ 役付理事の選出及び役付理事の職務等（第 26 条、第 26 条の 2 一部改正）  
⇒ 役付理事の職務等に関する内規 へ移行
  - ④ 総会議事録の記載事項（第 39 条第 2 項 一部改正） ⇒ 総会規約 へ移行
  - ⑤ 理事会議事録の記載事項（第 45 条第 3 項 一部改正） ⇒ 理事会規程 へ移行
  - ⑥ 常任理事会並びに常勤役員会の記載（第 6 章表題、第 46 条の 2、第 47 条の 2 一部改正・新設）
  - ⑦ 会計科目の変更（第 51 条～第 57 条 一部改正）
  - ⑧ 軽微な字句改訂
- 【別紙－ 1：定款の変更箇所を記した新旧対照表（案）】

##### (2) 役員選任規約（改正）

- ① 書面による推薦会議の開催（役員の前補欠選任）（第 7 条）
  - ② 理事会の開催（推薦会議で決定された役員候補者の承認）（第 8 条）
  - ③ 総会における役員選任の議決（第 9 条）
  - ④ 軽微な字句改訂
- 【別紙－ 2：役員選任規約の変更箇所を記した新旧対照表（案）】

##### (3) 総会規約（新設）

- ① 総会の議事録（定款第 39 条第 2 項から移行し新設）
- 【別紙－ 3：総会規約（案）】

#### 2. 施行日

農林水産大臣の認可があった日とする。

## 定款の変更箇所を記した新旧対照表 (案)

改正条文	現行条文
<p>(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、<u>本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載する。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載して行う。</u></p> <p>(組合員の資格) 第8条 (略) (1)「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第47条(米穀の出荷又は販売の事業の届出)に基づき、<u>届出をした事業者</u> (2) (略) (3) (略) 2 (略)</p> <p>(加入) 第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、<u>本組合</u>に加入することができる。 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を<u>議決する。</u></p> <p>(自由脱退) 第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、<u>事業年度の末日</u>において脱退することができる。 2 (略)</p> <p>(除名) 第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の<u>議決</u>によって除名することができる。 (1)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>(脱退者の持分の<u>払戻し</u>) 第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を<u>払戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</u></p>	<p>(事務所の所在地) 第4条 本組合は、事務所を<u>東京都中央区日本橋小伝馬町15番15号</u>に置く。</p> <p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、<u>本組合の掲示場に掲示してする。</u></p> <p>(組合員の資格) 第8条 (略) (1)「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第47条(米穀の出荷又は販売の事業の届出)に基づき、<u>届出をした事業者で卸売を業とする者</u> (2) (略) (3) (略) 2 (略)</p> <p>(加入) 第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、<u>組合</u>に加入することができる。 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を<u>決する。</u></p> <p>(自由脱退) 第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、<u>事業年度の終り</u>において脱退することができる。 2 (略)</p> <p>(除名) 第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の<u>決議</u>によって除名することができる。 (1)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>(脱退者の持分の<u>払いもどし</u>) 第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を<u>払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</u></p>

改正条文	現行条文
<p>(出資口数の減少)</p> <p>第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ本組合に通知した上で、<u>事業年度の末日</u>において出資口数の減少を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を<u>議決する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合員及び<u>本組合</u>の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は<u>正当な理由なくしてこれを拒むことができない。</u></p> <p>(会計帳簿等の閲覧等)</p> <p>第18条の2 組合員は、総組合員の<u>10分</u>の1以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本組合は、<u>正当な理由なくしてこれを拒むことができない。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。<u>ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。</u></p> <p>(2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。<u>ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。</u></p> <p>2 <u>前項の期間中に補欠</u> (定数の増加に伴う場合の補充を含む。) のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(出資口数の減少)</p> <p>第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ本組合に通知した上で、<u>事業年度の終り</u>において出資口数の減少を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を<u>決する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合員及び<u>組合員</u>の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は<u>正当な理由がないのにこれを拒むことができない。</u></p> <p>(会計帳簿等の閲覧等)</p> <p>第18条の2 組合員は、総組合員の<u>10分</u>の1以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本組合は、<u>正当な理由がないのにこれを拒むことができない。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。<u>但し、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。</u></p> <p>(2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。<u>但し、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。</u></p> <p>2 <u>補欠</u> (定数の増加に伴う場合の補充を含む。) のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

改正条文	現行条文
<p>(員外理事) 第 25 条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、第 23 条第 1 号 (理事の定数) の <u>7</u> 人を超えることができない。</p> <p>(役付理事の選出) 第 26 条 役付理事として、理事のうち 1 人を <u>理事長とし、理事会において選出する。</u></p> <p><u>2</u> <u>その他の役付理事として、1 人以上 5 人以内を副理事長、1 人又は 2 人を専務理事、1 人以上 4 人以内を常務理事とし、理事会において選出することができる。</u></p> <p>(代表理事の職務等) 第 26 条の 2 <u>理事長は代表理事として、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> <u>理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。</u></p> <p><u>4</u> <u>本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</u></p> <p><u>5</u> <u>理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。</u></p> <p><u>6</u> <u>理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</u></p>	<p>(員外理事) 第 25 条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、第 23 条第 1 号 (理事の定数) の <u>3 分の 1</u> を超えることができない。</p> <p>(役付理事の選出) 第 26 条 役付理事として、理事のうち 1 人を <u>理事長、5 人以内を副理事長、2 人以内を専務理事、4 人以内を常務理事とし、理事会において選出する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(役付理事の職務等) 第 26 条の 2 <u>理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。</u></p> <p><u>2</u> <u>副理事長は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長が事故又は欠員のときには、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその職務を代理し、又は代行する。</u></p> <p><u>3</u> <u>専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときには、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその職務を代理し、又は代行する。</u></p> <p><u>4</u> <u>常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本組合の業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときには、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその職務を代理し、又は代行する。</u></p> <p><u>5</u> <u>理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときには、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者 1 人を定める。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改正条文	現行条文
<p>7 <u>本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責を負う。</u></p> <p>第6章 <u>総会、理事会、常任理事会、常勤役員会及び委員会</u></p> <p>(総会の議事録) 第39条 <u>総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって、総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(理事会の招集) 第40条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、<u>理事及び監事は</u>、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。 4 前項の請求を行った<u>理事及び監事は</u>、同項の請求を行った日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。</p>	<p>(新規)</p> <p>第6章 <u>総会、理事会及び委員会</u></p> <p>(総会の議事録) 第39条 <u>総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>招集年月日</u> (2) <u>開催の日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)</u> (3) <u>理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法</u> (4) <u>組合員数及び出席者数並びにその出席方法</u> (5) <u>出席理事の氏名</u> (6) <u>出席監事の氏名</u> (7) <u>議長の氏名</u> (8) <u>議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</u> (9) <u>議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決件数)</u> (10) <u>監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に 法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要</u></p> <p>(理事会の招集) 第40条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、<u>理事は</u>、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。 4 前項の請求を行った<u>理事は</u>、同項の請求を行った日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。</p>



改正条文	現行条文
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 46 条の 2 常勤役員会は、常勤の理事及び常任の監事をもってこれを組織する。</u></p> <p><u>2 常勤役員会の協議事項その他運営に関する事項は、規程で定める。</u></p> <p><u>(常勤役員会の議長及び議事録)</u></p> <p><u>第 47 条の 2 常勤役員会には、第 45 条第 1 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 常勤役員会の議事録については、第 45 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(委員会)</u></p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、<u>規程</u>で定める。</p> <p><u>(利益準備金)</u></p> <p>第 51 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、<u>当期純利益金額</u> (ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 53 条及び第 54 条において同じ。) の 5 分の 1 以上を<u>利益準備金</u>として積み立てるものとする。</p>	<p>4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。</p> <p><u>(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項</u></p> <p><u>① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>② ①の事項の提案をした理事の氏名</u></p> <p><u>③ 理事会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p><u>④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</u></p> <p><u>(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項</u></p> <p><u>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容</u></p> <p><u>② 理事会への報告を要しないものとされた日</u></p> <p><u>③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(委員会)</u></p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、<u>規約</u>で定める。</p> <p><u>(法定利益準備金)</u></p> <p>第 51 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、<u>毎事業年度の利益剰余金</u> (ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 53 条及び第 54 条において同じ。) の 5 分の 1 以上を<u>法定利益準備金</u>として積み立てるものとする。</p>

改正条文	現行条文
<p>2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、<u>取り崩さない。</u></p> <p>(資本剰余金) 第52条 本組合は、減資差益(第13条ただし書きの規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、<u>資本剰余金</u>として積み立てるものとする。</p> <p>(特別積立金) 第53条 本組合は、<u>当期純利益金額</u>の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。 2 (略)</p> <p>(教育情報費用繰越金) 第54条 本組合は、第7条第10号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、<u>当期純利益金額</u>の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(配当又は繰越し) 第55条 本組合は損失をてん補し、第51条の規定による<u>利益準備金</u>、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(損失金の処理) 第57条 損失金のてん補は、特別積立金、<u>利益準備金</u>、<u>資本剰余金</u>の順序にしたがって行うものとする。</p>	<p>2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、<u>とりくずさない。</u></p> <p>(資本準備金) 第52条 本組合は、減資差益(第13条ただし書きの規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、<u>資本準備金</u>として積み立てるものとする。</p> <p>(特別積立金) 第53条 本組合は、<u>毎事業年度の利益剰余金</u>の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。 2 (略)</p> <p>(教育情報費用繰越金) 第54条 本組合は、第7条第10号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、<u>毎事業年度の利益剰余金</u>の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(配当又は繰越し) 第55条 <u>毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)</u>に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第51条の規定による<u>法定利益準備金</u>、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(損失金の処理) 第57条 損失金のてん補は、特別積立金、<u>法定利益準備金</u>、<u>資本準備金</u>の順序にしたがって行うものとする。</p>

改正条文	現行条文
<p>附則（令和5年〇〇月〇〇日改正）</p> <p>1. 定款第4条（字句改訂）、第5条（字句改訂）、第8条第1項第1号（字句改訂）、第9条第1項（字句改訂）、第9条第2項（字句改訂）、第11条第1項（字句改訂）、第12条第1項（字句改訂）、第13条（字句改訂）、第16条第1項（字句改訂）、第16条第3項（字句改訂）、第17条第1項第3号（削除）、第17条の2第3項（字句改訂）、第18条の2（字句改訂）、第24条第1項第1号（字句改訂）、第24条第1項第2号（字句改訂）、第24条第2項（字句改訂）、第25条（字句改訂）、第26条第1項（字句改訂）、第26条第2項（追加）、第26条の2表題部（字句改訂）、第26条の2第1項から第5項まで（字句改訂）、第6項及び第7項（新設）、第6章表題部（字句改訂）、第39条第1項（字句改訂）、第39条第2項（削除）、第40条第3項及び第4項（字句改訂）、第5項（削除）、第45条第3項（字句改訂）、第46条の2（新設）、第47条の2（新設）、第48条第2項（字句改訂）、第51条表題部及び第1項（字句改訂）、第52条（字句改訂）、第53条第1項（字句改訂）、第54条（字句改訂）、第55条（字句改訂）、第57条（字句改訂）は令和5年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p>（施行日は農林水産大臣の認可があった日）</p>	

## 役員選任規約の変更箇所を記した新旧対照表(案)

改正条文	現行条文
<p>(目的) 第1条 本組合の役員を選任は、中小企業等協同組合法<u>及び定款</u>に定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。</p> <p>(役員を選任定数の地域別配置) 第3条 役員を選任定数は、別表に定める地域等<u>ごと</u>に理事会の議を経て配置する。</p> <p>(推薦委員の選出) 第4条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出の方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。 2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後速やかに、推薦委員の氏名<u>及び住所</u>を記載した書面を理事長に提出するものとする。</p> <p>(推薦会議) 第6条 (略) 2 (略) 3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会会日の15日前までに、役員候補者の氏名<u>及び住所</u>を記載した書面を推薦会議の議事録ともに理事長に提出して行わなければならない。 4 前項の推薦は、理事<u>及び</u>監事を区分して行わなければならない。 5 推薦会議は、役員候補を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を<u>得て</u>おこななければならない。</p> <p><u>(書面による推薦会議の開催)</u> 第7条 役員欠員が生じ、その補充のために役員を選任を行う場合、前条に基づく推薦会議は、これを書面により行うことができる。 <u>ただし、役員定数の3分の1を超えて欠員が生じた場合には、この限りではない。</u></p> <p><u>(理事会の開催等)</u> 第8条 第4条の規定により役員候補者の推薦を受けた理事長は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として理事会に諮り、<u>その議決を得なければならない。</u> 2 前項の議決を得た役員候補者名簿は、総会の開催通知の議案書類として組合員に対して送付しなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 本組合の役員を選任は、中小企業等協同組合法<u>および定款</u>に定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。</p> <p>(役員を選任定数の地域別配置) 第3条 役員を選任定数は、別表に定める地域等<u>毎</u>に理事会の議を経て配置する。</p> <p>(推薦委員の選出) 第4条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ地域ごとに定められた組合員に、選出の日時<u>および</u>選出の方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。 2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後速やかに、推薦委員の氏名<u>および</u>住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。</p> <p>(推薦会議) 第6条 (略) 2 (略) 3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会会日の15日前までに、役員候補者の氏名<u>および</u>住所を記載した書面を推薦会議の議事録ともに理事長に提出して行わなければならない。 4 前項の推薦は、理事<u>および</u>監事を区分して行わなければならない。 5 推薦会議は、役員候補を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を<u>えて</u>おこななければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正条文	現行条文
<p><u>(総会における役員選任の議決)</u>  <u>第9条 役員選任の議決は、様式第1号の投票用紙により無記名投票によって行う。ただし、出席組合員の過半数の同意がある場合には、この限りではない。</u></p> <p>(書面による議決権の行使)  <u>第10条 (略)</u>  2～4 (略)</p> <p>(投票管理人)  <u>第11条 (略)</u>  2 (略)</p> <p>(開票結果の報告)  <u>第12条 (略)</u></p> <p>(投票の無効)  <u>第13条 (略)</u>  (1)～(2) (略)</p> <p>付則  1. 第1条、第3条、第4条及び第6条の改正、第7条から第11条までを2条ずつ繰り下げる改正、第6条の次に第7条及び第8条を新設する改正及び繰り下げた新第9条の改正については、令和5年〇〇月〇〇日から施行する。</p>	<p><u>(投票用紙)</u>  <u>第7条 役員選任の議決の投票は、様式第1号の投票用紙による。但し、出席組合員の過半数の同意があれば他の方法によることもできる。</u></p> <p>(書面による議決権の行使)  <u>第8条 (略)</u>  2～4 (略)</p> <p>(投票管理人)  <u>第9条 (略)</u>  2 (略)</p> <p>(開票結果の報告)  <u>第10条 (略)</u></p> <p>(投票の無効)  <u>第11条 (略)</u>  (1)～(2) (略)</p>

## 総会規約(案)

令和5年〇〇月〇〇日制定

## (目的)

第1条 この規約は、本組合が中小企業等協同組合法及び定款で定める総会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定足数の確認)

第2条 理事長は、総会成立の定足数を確認し、議場に報告しなければならない。

## (議長の職務)

第3条 議長は、議事日程に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

2 議長は、不穏当な言行等により議事を妨げると認めたときは、その者に退場を命ずることができる。

3 議長は、出席した組合員の発言を不当に制限してはならない。

## (議事の開閉)

第4条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

## (議案の説明)

第5条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは他の者に説明させることができる。

## (議事の進行)

第6条 議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分して、議事を進めなければならない。

## (討議)

第7条 組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感清、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 組合員は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

## (緊急議案の提出)

第8条 組合員はいつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、前項の緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

(採決の方法)

第9条 採決はいずれかの方法によるものとする。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 投票

2 挙手及び起立は、賛成者又は反対者のいずれか一方について行うものとする。

3 投票は、あらかじめ配布された所定の用紙を用い、記名又は無記名により行う。

(修正案の採決)

第10条 原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が二つ以上あるときは、議長は修正案の趣旨が原案に最も異なるものから 順次採決するものとする。

(採決結果の宣言)

第11条 議長は、議案の採決を行ったときは、速やかに賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(委員会への付議)

第12条 議長は、上程された議案についての審議のため必要と認めたときは、当該議案について委員会に付託して審議させることができる。

2 前項の委員会の委員の選任方法は、総会で定める。

3 付託した議案については、総会で採決するものとする。ただし、この場合は委員会での審議経過を委員に報告させなければならない。

(指導助言の請求)

第13条 議長は、必要により出席した指導機関の者又は学識経験者に対し、指導助言を求めることができる。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名

- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決件数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(その他)

第 15 条 この規約に定めない事項であって総会議事の運営について必要な事項は、議長がその都度これを定める。

付則

この規約は、令和 5 年〇〇月〇〇日から施行する。